

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第277回 企業の個人情報利用に関する合法性判断基準事例

中国の『個人情報保護法』が定める個人情報の利用に関する合法性の判断基準をいかに正確に理解し活用するかは、中国で事業展開する日系企業が度々直面する悩ましい課題である。今回は中国の最高人民裁判所が最近公布した一連の指導事例から、日系企業にとって参考価値の高い『個人情報保護法』の判断基準を示す事例を解説する。

◇事件の概要

2021年3月15日、H氏は許可なく開設された信用口座を発見した。当該信用口座を運営するA社に問い合わせたところ、2021年3月7日に重慶公共交通コードを開設する際に設定した以下の「信用払い」機能によるものであることがわかった。

1、当該交通コードは、開設時に「契約に同意し使用する」という表示をタップする必要があるが、その下には青字で『某アプリ重慶公共交通支払サービス契約』『サービス契約』『ユーザー授權契約』を閲覧し、重慶公共交通コードが氏名、携帯電話番号、身分証明書を取得することを承諾する必要があると明示されている。

2、『某アプリ重慶公共交通支払サービス契約』には、バス運賃支払サービスはB社（情報技術会社）とC社（ネットワーク技術会社）が共同で利用者に提供し、一定条件を満たす利用者が適時に運賃を支払えない場合、B社が利用者の運賃を建て替えるとともに、利用者に対し運賃を債権として主張し回収する権利を得ることが明記されている。また利用者は、運賃決済サービスの開設と継続的な提供のリスク評価のために、B社が利用者の信用ランクを照会することに同意する必要がある。

3、『サービス契約』には、利用者は、A社が利用者の個人情報を合法的に保有する情報提供者から情報を収集し、処理する権限を承諾することが記載されている。情報収集範囲には個人の身分情報や取引情報、契約履行状況、機種情報及び利用者の信用或いはリスク状況を評価・反映するその他情報が含まれる可能性がある。

2021年10月13日、H氏は個人情報の侵害を理由に訴訟を提起し、交通コードと「信用払い」サービス開設時に、A社にミスリードや強制、不要な信用サービスの開設行為があったとして、権利侵害行為の停止と損害賠償を求めた。

◇裁判結果と判決理由

2022年4月6日、裁判所はH氏の請求を棄却する第一審民事判決を下した。判決理由には、合法性の判断基準として以下の注目すべきポイントが示された。

1、「個人を一方の当事者とする契約の締結・履行に必要不可欠」な個人情報処理行為については、個人の同意を得なくてもよい。

本件の「信用払い」機能はB社による立て替えに関連するため、確かにB社はサービス開始前に利用者の信用評価状況に基づきサービス提供の可否を決定し、債権回収を確保する必要がある。A社が提供する信用サービスは、利用者が料金を支払えない場合にB社の資金損失リスクを低減する上で、「個人を一方の当事者とする契約の締結・履行に必要不可欠」であるため、個人の同意を得なくてもよい。

その上でバス会社、A社、B社が事前に利用者の同意を得る方法を採用し、利用者の権益を最大限に保護していることは称賛に値する。

2、個人情報の処理においては、個人の同意が不要な場合も『個人情報保護法』の「告知と同意」規則に基づく告知義務の履行が求められる。

本件でバス会社、A社、B社は、H氏が電子交通カードを申請する前に契約内容の閲覧が必要であると告知しており、関連契約は全て目立つ位置にあり、他の内容とは文字の色を変え、利用者に閲覧を促している。また、個人情報の処理に関する条項は太い青字や拡大表示等により利用者の注意を引き、十分見やすく表示されていた。

3、個人情報収集時にミスリードや強制があってはならない。

H氏は当該信用サービスと電子交通カードの紐づけは開設の強要行為であるとし、消費者の自主選択権の侵害を主張したが、現金または従来の交通カードでも乗車が可能であるため、バス会社に電子交通カードの選択強要はないと裁判所は判断した。またH氏は自主的に電子交通カードの返却申請やサービスの利用停止、個人情報の使用許可取り下げが可能であるため、バス会社とA社にはいずれも強制の事実はない。

4、個人情報の収集は『個人情報保護法』第6条が定める最小限及び必要の原則に合致しなければならない。

本件でA社が事前に当該信用サービスの利用者に対する信用評価を行い、バス会社には「信用払い」機能の開設に必須である「開設可否」の結論情報のみを提供したことは、最小限及び必要の原則に合致する。

◇日系企業へのアドバイス

本件の判決理由に示された判断基準は、個人情報の処理を強化する日系企業にとっても重要な参考価値を持つ。但し個人情報の種類や使用方法は千差万別であるため、案件ごとに正確な合法性の判断が必要である。

ECBと中国人民銀、通貨スワップ協定を3年延長＝28年まで、規模は据え置き

【ブリュッセル時事】欧州中央銀行（ECB）は8日、中国人民銀行（中央銀行）とのユーロ・人民元の通貨スワップ協定を3年間延長すると発表した。期限は2028年10月8日まで。規模は現行の3500億ユーロ・450億ユーロで据え置いた。

ECBによれば、この協定はユーロ圏の銀行が市場混乱などで一時的に元不足に陥った場合の「安全網」として機能する。EUと中国の大規模な貿易・投資関係を背景に、国際金融の安定にも寄与すると位置付けている。

ECBと中国人民銀の通貨スワップ協定は13年に初めて締結され、16年、19年、22年と3年ごとに更新されてきた。